

調査結果報告書

年 月 日

殿

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第30条第3項において準用する同法第10条第2項（第30条第3項において準用する同法第11条第2項において準用する同法第10条第2項）の規定に基づき、下記のとおり外国規格設定飼料製造業者の規格設定飼料製造設備、規格設定飼料検査設備、製造管理及び品質管理の方法並びに検査のための組織並びに検査の方法についての調査を行つた結果、同法第30条第3項（第30条第3項において準用する同法第11条第2項）において準用する同法第9条第1号、第2号及び第3号の農林水産省令で定める基準並びに同法第26条第1項の農林水産省令で定める方法に適合していると認められますので報告します。

記

- 1 規格設定飼料の種類（登録の更新を受けようとする場合にあつては、登録番号及び規格設定飼料の種類）
- 2 外国規格設定飼料製造業者の名称及び代表者の氏名
- 3 調査を行つた事業場の名称及び所在地
- 4 調査を行つた年月日

（日本産業規格A4）